

令和 6 年 7 月 3 0 日

青 梅 市 教 育 委 員 会

青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会からの提言にもとづく取組**1 いじめの未然防止のために****(1) 学校の取組**

- ア 学校いじめ対策委員会等（以下「学校いじめ対策委員会」という）を設置し、学校におけるいじめ問題対策を推進する。
- イ 年 3 回以上、事例研究を含めたいじめに関する研修会を実施する。
- ウ 児童・生徒に、いじめについて考え話し合わせる授業を年 3 回以上実施する。
- エ 部活動等におけるいじめ防止対策を実施する。
- オ 教職員間の情報共有を積極的に行い、特に、学級担任の交代や転任してきた教員間の引継ぎにおいては、過去の経緯を含め丁寧な情報共有を行う。

(2) 教育委員会の取組

- ア いじめゼロ宣言を中学校区ごとに行う。
- イ 「青梅市いじめ防止基本方針」、各学校「いじめ防止基本方針」を点検する。
- ウ 学校いじめ対策委員会、学校サポートチームを点検する。
- エ 心のパスポートの配布および活用状況を点検する。
- オ 保護者に対し、いじめ防止対策推進法に基づく学校対応のあり方や調査、手続等について十分な理解が得られるよう、いじめ防止マニュアルを整備し、必要に応じて適切な説明を行う。
- カ 青梅市いじめ防止基本方針において明記されている「児童・生徒のいじめ状況調査票」等を作成し、個々の児童・生徒、ケースごとに作成し、対応方針の策定やスケジュール管理のために活用する。
- キ 提言に基づいた対応を市内各校において実施できるよう計画を立て、実施状況を定期的に確認するとともに、必要に応じた指導・助言を行い、児童・生徒の安全な

学校生活を担保する。

2 いじめの早期発見のために

(1) 学校が取り組むこと

- ア 定期的なアンケート調査、いじめ発見のチェックリストの活用等によりいじめに関する情報を迅速および的確に収集する。
- イ スクールカウンセラーによる小学校第5学年および中学校第1学年の全員面接を実施する。
- ウ スクールカウンセラー等を活用し、児童・生徒の悩みに迅速に対応できる体制の整備およびその体制の周知を行う。
- エ 保護者用の「いじめ発見のためのチェックリスト」の活用、面談の実施など、保護者と連携した取組を推進する。
- オ 保護者会や学校便り等で定期的に学校のいじめ防止対策の案内をする。その際、いじめ対策委員会の構成メンバー、同メンバー全員が相談や通報の窓口となることを説明し周知する。
- カ 児童・生徒の病気および障害（以下「病気等」という）に関する正しい知識を共有し、それがからかいやいじめに繋がらないよう児童・生徒の心理を常に重視し、教育上の配慮を怠らないようにする。
- キ 管理職は責任者として情報共有の状況を把握する。年度替わりの時期には、いじめ対策委員会が中心となり、学校全体のいじめに関する情報を全教職員で共有する。
- ク 相談や訴えに関わる事実がすぐに確認できなかった場合は、そのことを保護者や学校いじめ対策委員会等に報告するとともに、今後の対応を保護者とも協議し、必要に応じて教育委員会の支援を要請する。
- ケ 児童・生徒が健康安全に学校生活ができるようにするとの観点から、校長、副校長および教職員がチームとして力を発揮するよう十分に意識する。
- コ いじめの未然防止・早期対応、重大事態への対応力を教職員が身に付けられるよう、外部の専門家等も活用した研修を定期的に行う。

(2) 教育委員会が取り組むこと

- ア 一見、交友関係の中のやり取りに見えても深く傷ついているようなケースが起こり得ること、「いじり」「じゃれあい」などとされる行為がいじめにつながることを十分あり得ることを周知する。
- イ 組織内の上下関係に関わらず、チームとして多角的な意見をもっていじめ問題の解決について検討し、学校と十分に連携・協力する。
- ウ スクールカウンセラーからの継続的な助言が得られるよう現場の体制を十分に検討し整備する。
- エ 様々な事情から困難な状況に置かれた児童・生徒に対し、広く適切な福祉的支援を受けられるよう具体的な対策、対応のため、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用する。
- オ 教員が生徒と向き合う時間を確保できるよう配慮する。
- カ 上記の学校の対応について十分に把握するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。

3 いじめへの早期対応

(1) 学校が取り組むこと

- ア 保護者等からいじめの相談や訴えがあった場合に、迅速な被害事実の確認を最優先し、保護者に対する結果報告を速やかに行う。
- イ いじめを把握した場合、学校いじめ対策委員会を中心に、学校全体で迅速に対応し、アンケートを行ったり、聴き取りを行ったりしていじめを受けた児童・生徒と保護者をケアする。いじめを行った児童・生徒に対する対策を行うに当たっては、いじめは、これを行う方と受ける方でその意識に大きな開きがあるといういじめの理解を踏まえて、徹底してこれを実施する。
- ウ いじめを把握した場合、学校や教員の面目を優先せず、固定観念に執着するなどの余念を排し、生命・自由など児童・生徒の尊厳を最優先とし、躊躇なく組織的に対応する。
- エ いじめを受けている児童・生徒若しくはいじめを受けているのではないかと疑わ

れる児童・生徒に対し、教員はその心情を配慮し、適切な助言を与えることにより、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

また、表情がさえず、ふさぎ込んだり、泣いたりするなど、元気をなくしている児童・生徒を発見した場合は、教員はその理由を尋ねるなどして、当該児童・生徒が安心して授業を受けられる状況を確保する。

オ いじめにより傷ついている児童・生徒が話しやすい相談体制づくりを構築し、必要に応じて、校内だけでなく教育委員会および教育相談所等と積極的に連携し、その対応が時宜に遅れることがないようにする。

カ 学校においていじめを認知し、事実関係の調査確認を行い、指導を行ったとしても、いじめが解決、解消に至ったかどうかについての見極めは十分慎重に行う。

キ いじめの被害者である生徒を取り巻く関係性や、当該児童・生徒のいじめによる傷つきの状態等に十分配慮する視点、とりわけ被害生徒の傷つきが癒されたかどうかという観点をもつ。

ク いじめ被害を訴える児童・生徒が、他方で加害者の立場に置かれている場合であっても、当該加害行為がいじめ被害を背景とするものかどうかについて慎重に確認する。

ケ 「見守り」という名目で放置することなく、必要に応じて被害児童・生徒や加害児童・生徒、関係する児童・生徒との面談、働きかけなど具体的な対応を行う。

コ 学校内外の相談体制を強化するとともに、相談体制について広く周知する。

(2) 教育委員会が取り組むこと

ア 上記の学校の対応について十分に把握するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。

4 重大事態への対処

いじめにより、児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、または相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、これを重大事態と呼ぶ。

(1) 学校が取り組むこと

- ア 重大事態が生じた際、学校は、速やかに教育委員会に報告するとともに、この重大事態について、十分な理解を深め事実関係を明確にするため、予断を排し教育委員会と連携を密にし、学校全体としてこれに対応する。
- イ 保護者等から、いじめによって上記の事態が発生したのではないかと示唆がなされたときは、学校の認識がどうであれ教育委員会に速やかに報告するとともに、重大事態が発生したものとして教育委員会と連携を密にし、報告調査等に当たる。
- ウ いじめを受けた児童・生徒の保護者に対して、積極的かつ主体的に在校生アンケート調査や一斉聞き取り調査の提案をする。
- エ 学校は、いじめと児童・生徒に生じた重大事態の因果関係について、固定観念などから、早々に否定的見解をもつことなく、両者の関連を深く且つ慎重に究明する。この場合、単なる軽いからかいに過ぎないとか、継続的ではなく一時的なものに過ぎないなど、いじめを深刻なものとして捉えない先入観を排し、これを受けた児童・生徒の傷つきに留意し、事実に対し謙虚に向き合う。
- オ 法の定める重大事態の要件を教職員全体の共通理解とし、重大事態発生時の対応フローに則った対応を行う。
- カ これまで市内で発生した重大事態やその他の事案を題材としたケーススタディを行い、児童・生徒の最善の利益を踏まえた対応について研究を重ね、その際、必要に応じていじめや子どもの人権に詳しい識者による研修を行う。

(2) 教育委員会が取り組むこと

- ア 学校から報告のあったいじめが、重大事態または重大事態の疑いがあると判断するときには、速やかに教育委員会定例会または臨時会において、いじめ問題対策委員会における調査の実施について協議し決定する。
- イ 当該児童・生徒を最も身近に知り、真相解明に切実な思いをもつのが外でもない家族であると認識し、その要望・意見を十分に汲んだ対応を行う。
- ウ 教育委員会は、法の定める重大事態の要件や発生時の対処について、対応フローモデルに基づき職員間で正確な共通理解を図る。

エ 教育委員会は、適切な助言と指導を行う立場にあることを自覚し、そのための研鑽に努めるべきことから、過去に本市で起きたいじめ重大事態の調査報告書は、指導主事等に就いた者全員が精読することを必須とし、各報告書にある再発防止に向けた教訓を実効的に活かす。

オ 学校に対し、いじめの疑いが発生した場合や重大事態が発生した際に、法や条例に則った対応を行うことを周知徹底する。

5 再発防止を目指して

学校、教育委員会および保護者、児童・生徒、地域、関係機関（以下「保護者等」という）が相互に連携するとともに、保護者等が自由に意見を述べ合える参加型の体制により、社会総がかりでいじめ問題の克服と防止に取り組む。